

補償費用の考え方

(1) 文京区事務局の費用弁償の考え方

文京区の「審理、喚問、聴問等に出席した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例」の費用弁償より算出して、1日3,000円（交通費込み）の案が、2018(平成30)年10月第45回文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会に提出されました。

(2) 第45回文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会ヒアリング

同委員会ヒアリングで、藤沢市浜見保育園健康対策専門委員会で「健診時の負担額の決定に関与された久保弘道委員（弁護士）から、「アスベストばく露があったということを前提にすると、通常人の行動からすればそれを不安に思い検診をするのは通常合理的な行動で、検診費用は損害ないしは補償の一部と考えるべき」という説明がありました。福島原子力発電所事故で政府に設けられた「原発に関する紛争解決センター」中間指針で検査費用の項目があり、不安感を払拭するために検査を受けることは通常合理的な行動と言え、合理的な行動により損害が生じたならば、その費用は負担する」という指針が示されているとのがありました。

また「交通事故等では休業損害とされ1日なり半日の時間はとられ、仕事ないし日常生活の中でやるべきことができないことによって失われる利益を補償するという考え方になる」ことが説明されました。

藤沢市は「検診対象者に対して支給する補償は、①検診にかかる移動のために要する交通費、②検診のために業務を休んだことによる逸失利益の喪失又は時間を拘束されたことによる無形の損失に対するもので、一回につき一定額を定めて支給する」考え方となり、「2500円が健診手当の日当とし、1,500円が交通費ということで一定額にコンクリートした形の考えで進める方向で、4時間で4000円とされていること」が報告されました。

(3) 第45回文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会の検討結果

一般の区民・市民が区の会議に参加された場合の費用弁償である条例を元に考えることに関しては、文京区により一定の被害を受けた区民(元区民)の立場には、あてはまらないという考えが支持されました。

「検診手当という考えと交通費を合算する。健診は最低2時間ぐらにかかると1時間の時給と最低賃金等々考え2,500円位が最低で、プラス交通費で考える。4,000円か5,000円位にしておいたほうが良い。」という考え方が合意されました。

3000円で承諾する委員は一人もおらず、4,000円以上のほうが良い方が殆どで、5,000円が良いという方は2人でした。